

発注基準

令和 7 年 12 月 1 日

大和高田市が実施する入札(契約監理課以外において実施する入札を除く)については、原則全てを一般競争入札とする。ただし、本発注基準で対応できない特殊な工事等については、その都度、業者選定等審査会(以下「審査会」という。)で審議し、決定するものとする。

【原則】

- 競争入札参加資格者名簿に登載されている者が対象
- 案件によって、必要な資格・実績・競争入札参加資格者名簿の登録部門要件等を設ける場合がある。(入札公告で公表)

【業種ごとの発注基準】

- 土木一式工事

設計金額(税込み)	入札参加要件	対象業者数
3,000 万円以上 1.5 億円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 A ランク	6 者以上
1,200 万円以上 3,000 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 B ランク	5 者以上
500 万円以上 1,200 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 C ランク	4 者以上
500 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 C ランク又は D ランク	3 者以上

○建築一式工事

設計金額(税込み)	入札参加要件	対象業者数
3,000 万円以上 1.5 億円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 A ランク	6 者以上
1,200 万円以上 3,000 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 A ランク又は B ランク	5 者以上
500 万円以上 1,200 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 B ランク	4 者以上
500 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 B ランク又は C ランク	3 者以上

○舗装工事

設計金額(税込み)	入札参加要件	対象業者数
800 万円以上～ 3,000 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 A ランク	5 者以上
500 万円以上～ 800 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 B ランク	4 者以上
500 万円未満	・ 市内本店 ・ 市格付け等級 B ランク又は C ランク	3 者以上

○その他の工事

設計金額(税抜き)	入札参加要件	対象業者数
5,000 万円以上～ 1.5 億円未満	・ 市内本店	6 者以上
1,200 万円以上～ 5,000 万円未満	・ 市内本店	5 者以上
500 万円以上～ 1,200 万円未満	・ 市内本店	4 者以上
500 万円未満	・ 市内本店	3 者以上

○測量・コンサルタント等

設計金額(税込み)	入札参加要件	対象業者数
100 万円以上	・ 案件ごとに設定(入札公告で公表) ※入札参加資格者名簿における各登録部門掲載業者優先	3 者以上

○物品購入等・役務の提供

予定価格 (税込み)	入札参加要件	対象業者数
100 万円以上	・ 案件ごとに設定(入札公告で公表) ※入札参加資格者名簿における各登録部門掲載業者優先	3 者以上

※対象業者の特定が困難な案件において、同種案件の過去実績等により、参加業者が少数になる見込みである場合は、初回の発注から地域要件等を緩和して発注するものとする。
 ※業者数が特定できる案件において、最大限要件を緩和したうえで、対象が 3 者未満となる場合は、上記対象業数に満たない場合であっても発注できるものとする。

○建物管理

設計金額(税込み)	入札参加要件	対象業者数
100 万円以上	・ 案件ごとに設定(入札公告で公表) ※入札参加資格者名簿における各登録部門登載業者優先	3 者以上

※対象業者の特定が困難な案件において、同種案件の過去実績等により、参加業者が少数になる見込みである場合は、初回の発注から地域要件等を緩和して発注するものとする。

【地域要件】

以下の表の区分及び優先順位で地域要件を設けるものとする。

優先順位 区分	1	2	3	4	5
区分①	市内業者	準市内業者 (物品購入等・建物 管理等業務のみ)	市外業者	-	-
区分②	市内に本店 を有する者	市内に支店 又は営業所 を有する者	県内に本店 を有する者	県内に支店 又は営業所 を有する者	地域要件 なし

なお、上記の表における**個人事業者**の区分については、下表のとおりとする。

状況 区分	・ 住所地が市内 ・ 市内に本店を有する 者	・ 住所地が市外 ・ 市内に事業所を有す る者	・ 市外(県内)に事業所 を有する者
区分①	市内業者	準市内業者	市外業者
区分②	市内に本店を有する者	市内に本店を有する者 又は 市内に支店又は営業所 を有する者	県内に本店を有する者 又は 県内に支店又は営業所 を有する者

【市格付け等級】

「市内業者」及び「市内に本店を有する者」のうち、競争入札参加資格者名簿に「土木一式」「建築一式」「舗装」の部門で登録している者については、奈良県の格付けを元に審査会で格付け等級を決定するものとし、具体的な各業種ごとの格付け方針は、下表のとおりとする。

[土木一式工事]

県格付け	市格付け
A 級	A 級
B 級	

C 級	B 級
D 級	C 級
登録なし	D 級

[建築一式工事]

県格付け	市格付け
A 級	A 級
B 級	
C 級	B 級
D 級	
登録なし	C 級

[舗装工事]

県格付け	市格付け
A 級	A 級
B 級	
C 級	B 級
登録なし	C 級

【要件の緩和】

要件緩和の方針は、以下のとおりとする。

- ① 案件によって設ける必要な資格・実績等により、業者数が基準に満たない場合には地域要件の緩和や競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者も含めて対象とすることができる。
- ② 建設工事の発注につき、各業種で案件ごとに求める該当の市格付け等級において、業者数が基準を満たさない場合は、設計金額に応じた経審総合点の基準を設け、市外業者も含めて対象とすることができる。その際の市外業者に求める基準は、下表のとおりとする。

[土木一式工事・建築一式工事]

設計金額（税込み）	経審総合点
5,000 万円以上～1.5 億未満	1,000 点以上
3,000 万円以上～5,000 万円未満	900 点以上 1,000 点未満
1,200 万円以上～3,000 万円未満	800 点以上 900 点未満

500 万円以上～1,200 万円未満	700 点以上 800 点未満
500 万円未満	700 点未満

[舗装工事]

設計金額（税込み）	経審総合点
1,300 万円以上～3,000 万円未満	900 点以上
800 万円以上～1,300 万円未満	800 点以上 900 点未満
800 万円未満	800 点未満

- ③ 定例的な案件や同種の案件で、過去の入札結果実績に鑑み、競争性が働いていないと推認できる状況（例：「2 回連続で入札参加者が 1 者のみ」「入札参加者が 3 者未満で、同じ業者が 3 回以上続いて落札している」など）の場合、次回以降の発注では初回から要件を緩和して発注できるものとする。
- ④ 競争入札参加資格者名簿上の対象業者数が発注基準の業者数を満たしている場合でも、過去の同種案件の入札結果より、発注予定の案件を履行可能な業者数が少ないと見込める場合、初回から要件を緩和して発注できるものとする。
- ⑤ 対象業者数が特定できない案件で、同種事例の過去実績等で対象業者が少数であると見込まれる場合、地域要件の優先順位に関わらず、初回から要件を緩和して発注できるものとする。
- ⑥ 競争入札参加資格者名簿登載業者内で、業務の履行が難しい場合や対象業者数の観点から競争性が確保できない場合、名簿登載外の業者も対象とする。

【指名競争入札】

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条各号に該当する場合は、本発注基準に基づき、指名競争入札をすることができるものとする。